

平成25年第2回基山町議会（定例会）会議録（第5日）						
招集年月日	平成25年6月7日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成25年6月13日	13時30分	議長	鳥飼勝美	
及び宣告	閉会	平成25年6月13日	14時20分	議長	鳥飼勝美	
応（不応）	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
招議員及び出席並びに欠席議員	1番	神前輔行	出	7番	後藤信八	出
	2番	久保山義明	出	8番	大山勝代	出
	3番	牧菌綾子	出	10番	品川義則	出
出席12名	4番	木村照夫	出	11番	林博文	出
欠席0名	5番	河野保久	出	12番	松石信男	出
(欠員1名)	6番	重松一徳	出	13番	鳥飼勝美	出
会議録署名議員	3番	牧菌綾子		4番	木村照夫	
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 鶴田しのぶ		(係長) 藤田和彦		(書記) 寺崎一生	
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	小森純一	こども課長	内山十郎		
	副町長	田代正好	健康福祉課長	熊本弘樹		
	教育長	大串和人	まちづくり推進課長	天本正弘		
	総務課長	酒井英良	会計管理者	天本政人		
	企画政策課長	木村司	教育学習課長	原博文		
	財政課長	城本好照	農林環境課主幹	木原弘善		
	税務住民課長	鶴田勝美				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

## 会議に付した事件

- 日程第1 委員会の閉会中の継続審査の件（付託議案第23号議案）
- 日程第2 委員長報告 総務文教常任委員長報告（付託議案第28、29、30、33、34号議案）  
厚生産業常任委員長報告（付託議案第22、24、27、30、31、32、35、36号議案）
- 日程第3 討論・採決
- 第22号議案 基山町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 第24号議案 基山町保育料徴収に関する条例の一部改正について
- 第25号議案 基山町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第26号議案 基山町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第27号議案 町道の路線の認定について
- 第28号議案 佐賀県市町総合事務組合理約の変更に係る協議について
- 第29号議案 基山町土地開発公社定款の一部変更について
- 第30号議案 平成25年度基山町一般会計補正予算（第1号）
- 第31号議案 平成25年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第32号議案 平成25年度基山町下水道特別会計補正予算（第1号）
- 第33号議案 基山町長等の給与の特例に関する条例の制定について
- 第34号議案 平成25年度基山町一般会計補正予算（第2号）
- 第35号議案 平成25年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第36号議案 平成25年度基山町下水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第4 第37号議案 地方自治法第96条第2項の規定による基山町議会の議決すべき事件を定める条例の制定について
- 日程第5 意見書案第1号 年金削減の中止を求める意見書
- 日程第6 意見書案第2号 義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書
- 日程第7 所管事務調査について

～午後 1 時30分 開議～

○議長（鳥飼勝美君）

ただいまの出席議員数12名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

去る11日からの休会中の本会議を開議します。

10日の本会議の中での答弁に誤りがあり、総務課長及び教育長から訂正の申し出がありますので、発言を許可します。総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

6月10日の本会議において、第33号議案の議案審議で松石議員から職員1人当たりの削減額の質問に対し21万9,000円とお答えしておりましたが、これは共済費が含まれておりました。職員の給料の削減額につきましては、資料を差し上げておりますが、平均削減額が16万5,000円となります。この削減額は7月から3月までの9カ月分となりますので、9で割っていただければ1カ月分の削減額となります。申しわけございませんが、訂正をよろしく願います。

○議長（鳥飼勝美君）

教育長。

○教育長（大串和人君）

6月10日、日程第17、報告第2号の基山町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、河野保久議員の質疑に対する私の答弁で一部訂正箇所がありますので、次のとおり訂正させていただきます。

答弁中、基山中学校空調設備設置事業の工期について、夏休み期間中と説明しておりましたが、8月から12月までの工期ということに訂正をさせていただきます。これは、東日本大震災の復興事業の影響により資材の調達計画どおりにならないことが見込まれることから、工期については余裕を持たせて設定した次第でございます。訂正をいたして、おわびさせていただきます。

○議長（鳥飼勝美君）

よろしいですね。

日程第1 委員会の閉会中の継続審査の件（付託議案第23号議案）

○議長（鳥飼勝美君）

日程第1. 委員会の閉会中の継続審査（付託議案第23号議案）の件を議題とします。

厚生産業常任委員長から、目下委員会において審査中の事件について会議規則第74条の規定によりお手元にお配りしました申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。ここで厚生産業常任委員長に申し出の理由について説明を求めます。重松厚生産業常任委員長。

**○厚生産業常任委員長（重松一徳君）（登壇）**

厚生産業常任委員長の重松です。

閉会中の継続審査の申し出書を平成25年6月12日、鳥飼議長宛てに提出いたしました。それについて説明をさせていただきます。

本委員会は、審査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定しましたので、会議規則第72条の規定により申し出を行います。

記

- 1 事 件 第23号議案 基山町空き家等の適正管理に関する条例の制定について
- 2 理 由 基山町空き家等の適正管理に関する条例の第10条・補助金の交付や第13条・代執行についてさまざまな疑義があり、補助金交付要綱や取扱要綱等が提示されていない中で、審査の結論が出せないために継続審査にすることを決定いたしました。

何とぞ、よろしく願いいたします。

**○議長（鳥飼勝美君）**

説明が終わりました。継続審査申し出に対し質疑はございませんか。品川議員。

**○10番（品川義則君）**

質問させていただきます。

私は、総務文教常任委員会に所属をいたしておりまして、同時刻には我々の所管の審査を行っておりますので、厚生産業常任委員会の審査の経過について説明内容がわかっておりませんので、説明をお願いいたします。以下の事項についてお願いをいたします。

本会議でも議論がされました補助金、代執行について、審査の経過についての説明をお願いいたします。

また、委員会では賛同の意見はなかったのかということについても説明をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

重松厚生産業常任委員長。

○厚生産業常任委員長（重松一徳君）（登壇）

厚生産業常任委員会での審査の経過について説明をさせていただきます。

1つは、慎重審査を行ったというのをまず申し上げさせていただきます。審査内容につきましては、さまざまな意見が出、そして私たちもこの条例の重要性に鑑み、審査には長時間、時間を要しました。

審査内容につきましては、1つは、空き家を撤去すると固定資産税が最高6倍になるという理由で空き家解体をされないことが発生しないかという問題がありました。これにつきまして回答で、倒壊等による近隣への迷惑や犯罪、火災の未然防止のためにも納得して撤去してもらうように要請を行いたいという回答でした。

また、空き家対策と放置空き家対策が混在していてわかりにくいのではないのかという質疑もありました。これにつきましては、条例での空き家は、常時無人で倒壊のおそれや近隣住民へ迷惑を及ぼす建物や工作物で、賃貸にできるような空き家は想定しないという回答でもありました。

そして、問題になっております第10条・補助金の交付につきましては、補助金の範囲や補助金の予算規模、補助率など補助交付条件がまだ未定であり、これ以上の審査ができないということを指摘させていただいております。

第13条・代執行につきましては、行政代執行法の定めるところにより代執行を行うことができると規定されておりますが、その手続の不明な点、代執行経費の不明な点、そして何よりも専門職員の配置等が本当にできるのかという問題があるということで、これにつきましても今後継続審査を行わなければならないという意見が出されました。

少数意見とすれば、今日まで一般質問等でもこの略称、空き家管理条例を制定したほうがいいという意見も出され、基山町でも今後この空き家管理条例をつくるべきなんだという意見もありました。しかし、これが町民全体に与える影響等も勘案する中では、慎重審査を行ったほうがいいということで厚生産業常任委員会全体として継続審査にしたわけでもありません。

なお、継続審査の過程におきましては当然空き家の調査、現状把握を行う予定でもありま

すので、ぜひ議員各位におかれましてはご理解をさせていただくようによろしくお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

お諮りします。厚生産業常任委員長からの申し出のとおり、第23号議案は閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

異議なしと認めます。よって、厚生産業常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

## 日程第2 委員長報告

○議長（鳥飼勝美君）

それでは、日程第2. 委員長報告を議題とします。

まず初めに、総務文教常任委員長の審査報告を求めます。品川総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（品川義則君）（登壇）

こんにちは。総務文教常任委員会の審査報告を行います。

第28号議案 佐賀県市町総合事務組合格約の変更に係る協議について

第29号議案 基山町土地開発公社定款の一部変更について

第30号議案 平成25年度基山町一般会計補正予算（第1号）中付託分（歳入全般及び歳出所管分）

第33号議案 基山町長等の給与の特例に関する条例の制定について

第34号議案 平成25年度基山町一般会計補正予算（第2号）

本委員会は、6月10日付付託された上記の議案を審査の結果、第28、29、30、33、34号議案は原案を可決すべきものと決定をいたしました。会議規則第76条の規定により報告をいたします。

なお、第30号、33号議案に対する審査の経過は次のとおりであります。

記

第30号議案 平成25年度基山町一般会計補正予算（第1号）中付託分（歳入全般及び歳出  
所管分）

（歳出）

（2款1項6目19節）

コミュニティ助成事業補助金450万円について、補助金申請件数と補助金額について  
ただしたところ、4件の申請があり、今回は第1区250万円、第11区に200万円で購入品は  
椅子、テーブル、テントであるとの説明を受けました。

また、地域防災組織育成事業として、発電機付投光機1機を購入いたします。

そのほかの助成事業品目についてただしたところ、青少年健全育成、共生の地域づく  
り、芸術環境づくり、国際化推進事業、活力ある地域事業等があるとの説明を受けまし  
た。

（7款1項2目13節）

佐賀県緊急雇用創出基金事業費のうち着地型旅行商品造成支援事業委託料555万円に  
ついてただしましたところ、将来的に地域の雇用を支える可能性の高い起業後10年以内  
の民間企業等に委託して、国全体の雇用数をふやしていこうとするもので、人件費は委  
託料の総額に含まれており、計画では2名を7カ月雇用することになっております。

この計画については、佐賀県中小企業診断協会が審査し、事業主の適正、事業計画の  
継続性などについて審査を行う。着地型旅行とは、地域の旅行会社が旅行パックを企画  
することです。

事業内容は、基山では大興善寺、基山などの観光地。特産品、事業ではJRウォーキ  
ングなど、地元ならではの観光ツアーを企画していくことであるとの説明を受けました。

委員会としては、佐賀県の基金を活用した事業なので、地元事業者、地元雇用を図る  
ように要望をいたしました。

（10款1項2目28節）

育英資金繰出金2万9,000万円について、育英資金の運用状況について貸付金額、返  
済方法の見直し等についてただしましたところ、卒業して就職が決まれば6カ月後から  
返済を開始いたしますが、未就職の場合は延納申請を出して返済を猶予しているとのこ  
とであります。

社会状況の変化に則した貸付金の増額や返納期間の延長等を見直すことはできないか

とただしましたところ、教育委員会、育英資金運用委員会で検討していくとの説明を受けました。

第33号議案 基山町長等の給与の特例に関する条例の制定について

非常勤特別職の報酬を減額対象から外した理由についてただしたところ、国の取り扱いを参考としても基山町の非常勤特別職報酬は高いわけではないので、減額は行わないとの説明を受けました。また、職員の給料月額を減額割合を職務の級ごとに分ける、一律にしなかった理由をただしたところ、給料月額の低い若年層や子育て世代、住宅ローンを抱えている等の実情を配慮している。6級については、管理職手当分を上乗せした率としている。町三役については、課長級と同率減額との説明を受けました。

以上で総務文教常任委員会の委員会報告を終わります。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、厚生産業常任委員長の審査報告を求めます。重松厚生産業常任委員長。

○厚生産業常任委員長（重松一徳君）（登壇）

それでは、厚生産業常任委員会の審査報告を行います。

第22号議案 基山町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

第24号議案 基山町保育料徴収に関する条例の一部改正について

第27号議案 町道の路線の認定について

第30号議案 平成25年度基山町一般会計補正予算（第1号）中付託分（付託を受けた歳出に関する歳入の確認を含む）

第31号議案 平成25年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

第32号議案 平成25年度基山町下水道特別会計補正予算（第1号）

第35号議案 平成25年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

第36号議案 平成25年度基山町下水道特別会計補正予算（第2号）

本委員会は、6月10日付付託されました上記の議案を審査の結果、第22、24、27、30、31、32、35、36号議案は原案を可決すべきものと決定いたしましたので、会議規則第76条の規定により報告を行います。

なお、第30号議案に対する審査の経過は次のとおりです。

記

第30号議案 平成25年度基山町一般会計補正予算（第1号）中付託分

(歳出2款1項6目、7目、3款、4款、6款、8款、13款(付託を受けた歳出に関する歳入の確認を含む))

(歳出)

(2款1項6目13節)

(2款1項6目19節)

国庫補助の地域公共交通確保維持改善事業費補助金は全額減額され、直接地域公共交通活性化協議会へ100万円の国庫補助と一般財源で530万円負担するようになった関連で、循環バス運行についての補助はどうかただしました。地域公共交通活性化協議会でしっかりした計画を策定すれば、それに基づいた運行費の助成は確保できると思うとの説明を受けました。

運行費助成の考え方についてただしましたところ、あくまでも試算ではあるが、現段階の国の基準に基づいて説明を受けました。平成24年度の循環バス運行実績で国庫補助限度額は758万8,000円となり、地域内フィーダー系統における補助額は、運賃を有料100円とした場合、予測収支差額1,114万円の2分の1の557万円の補助になるとの試算について説明を受けました。

また、高齢者や乳幼児・児童の運賃無料などの福祉政策を要請したのに対して、近隣市町を参考に検討していきたいとの説明を受けました。

(8款2項1目13節)

町道日渡・長野線延伸計画調査業務委託料の150万円について、3路線を検討することだが具体的な案をただしましたところ、第1案は、都市計画マスタープランにある日渡・長野線を延伸して鳥栖市の弥生が丘方面からの国道3号線まで格子状につなぐ案。第2案は、日渡・長野線を花町線までつなぐ案。第3案は、千夫・長野線と荒籠線の交差点から花町線までつなぐ案との説明を受けました。

また、農地と駐車場用地4.6ヘクタールの地権者へのアンケート調査も行うことも説明を受けました。

調査等を行った後、3路線案のいずれかを整備するのは間違いないのかとただしましたところ、事業費を勘案しながらにはなりますが、最終的な路線決定後は町道新設を行いたいとの説明を受けました。

以上をもちまして厚生産業常任委員会審査報告を終わります。

○議長（鳥飼勝美君）

以上で各委員長の審査報告は全て終了しました。

**日程第3 討論・採決**

日程第3. 討論、採決を行います。

第22号議案 基山町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてに対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終わります。

第22号議案を採決します。本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、第22号議案 基山町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定については可決されました。

第24号議案 基山町保育料徴収に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終わります。

第24号議案を採決します。本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、第24号議案 基山町保育料徴収に関する条例の一部改正については可決されました。

第25号議案 基山町固定資産評価審査委員会委員の選任についてに対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終わります。

第25号議案を採決します。

ここでお諮りします。採決の方法は投票によって決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

異議なしと認めます。よって、採決の方法は投票によって行うことに決しました。

この採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖をお願いします。

〔議場閉鎖〕

○議長（鳥飼勝美君）

ただいまの出席議員数は12名です。

ここで、会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に牧菌綾子議員と木村照夫議員を指名します。

ここで投票上の注意をいたします。

同意表は○、不同意表は×、白票は否とみなします。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（鳥飼勝美君）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（鳥飼勝美君）

異状なしと認めます。

1番議員より順次投票をお願いします。

〔投票〕

○議長（鳥飼勝美君）

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。開票立会人は立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（鳥飼勝美君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数 11票

有効投票 11票

無効投票 0票

有効投票中

同意票 11票

不同意票 0票

よって、第25号議案は原案に同意することに決しました。

第26号議案 基山町固定資産評価審査委員会委員の選任についてに対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終わります。

第26号議案を採決します。

ここでお諮りします。採決の方法は投票によって決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

御異議なしと認めます。よって、採決の方法は投票によって行うことに決しました。

この採決は無記名投票で行います。

ただいまの出席議員数は12名でございます。

ここで、会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に牧菌綾子議員と木村照夫議員を指名します。

ここで投票上の注意をします。

同意表は○、不同意表は×、白票は否とみなします。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（鳥飼勝美君）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（鳥飼勝美君）

異状なしと認めます。

1 番議員より順次投票をお願いします。

〔投 票〕

○議長（鳥飼勝美君）

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。開票立会人は立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（鳥飼勝美君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数 11票

有効投票 10票

白 票 1 票

有効投票中

同 意 票 9 票

不同意票 2 票

よって、第26号議案は原案に同意することに決しました。

白票は不同意ですので、よろしくをお願いします。

ここで議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○議長（鳥飼勝美君）

第27号議案 町道の路線の認定についてに対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終わります。

第27号議案を採決します。本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、第27号議案 町道の路線の認定については可決されました。

第28号議案 佐賀県市町総合事務組合格約の変更に係る協議についてに対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終わります。

第28号議案を採決します。本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。本案を総務文教常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、第28号議案 佐賀県市町総合事務組合格約の変更に係る協議については可決されました。

第29号議案 基山町土地開発公社定款の一部変更についてに対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終わります。

第29号議案を採決します。本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。本案を総務文教常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、第29号議案 基山町土地開発公社定款の一部変更については可決されました。

第30号議案 平成25年度基山町一般会計補正予算（第1号）に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終わります。

第30号議案を採決します。本案に対する総務文教常任委員長及び厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を総務文教常任委員長及び厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、第30号議案 平成25年度基山町一般会計補正予算（第1号）は可決されました。

第31号議案 平成25年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終わります。

第31号議案を採決します。本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、第31号議案 平成25年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は可決されました。

第32号議案 平成25年度基山町下水道特別会計補正予算（第1号）に対する討論を行います。

す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終わります。

第32号議案を採決します。本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、第32号議案 平成25年度基山町下水道特別会計補正予算（第1号）は可決されました。

第33号議案 基山町長等の給与の特例に関する条例の制定についてに対する討論を行います。松石議員。反対討論かを明確に言ってください。

○12番（松石信男君）（登壇）

大変お疲れさまでございます。松石信男です。

第33号議案 基山町長等の給与の特例に関する条例の制定について、反対討論を行いたいと思います。

今回の条例は、町長、副町長、教育長の月給の7.3%引き下げ、職員の月給を平均で5.84%賃下げし、年額では16万5,543円減額しようというものであります。その賃下げの理由として、東日本大震災を受け、防災、減災事業に積極的に取り組み、地域経済の活性化を図るため、国より各地方公共団体においても給与減額支給措置を講ずるように要請があり、また地方交付税の交付についても当該給与削減額相当を減額して交付する措置が適用されることに対応するためとしておりますが、これには私は大変疑問を感じるところであります。

以下、反対の理由について3点ほど申し述べたいと思います。

まず第1に、政府は賃下げを前提とした地方交付税の削減分を防災、減災や地域の活性化などに回すと言います。しかし、本来地方で行われる防災、減災事業や地域経済活性化事業は国が責任を持って財源を確保し、地方に配分すべきものであります。その際、財源を自治体職員の人件費を削って賄えという今回のやり方は、国民の安全・安心を守り地域経済を立て直すという国の責任を基山町に押しつけるものだということでもあります。

第2に、地方交付税は本来自治体ごとに財政力に格差がある中で、国民が日本のどの地域

に住んでいても標準的な行政サービスが受けられるように国がその格差を埋めるために財源の配分を行う仕組みであります。ですから、これは本来地方の財源であって、国が政策上の思惑で勝手に削減することは、地方分権の時代に地方のことは地方で決めるという地方自治体への介入であります。これについては、知事会や市長会など、地方六団体も今回の政府のやり方に対し批判していることは皆さん御存じのとおりでございます。

第3に、この自治体職員の賃下げが、政府が今後消費税増税や生活保護費など社会保障の切り下げで国民に負担増を押しつけるための露払いとしていることでもあります。新藤総務大臣は、自治体の首長に賃下げを要請する書簡の中で、今後負担増をお願いすることになる消費税について国民の理解を得ていくためには、まず公務員が先頭に立ってさらなる行政改革に取り組むことが重要と述べています。まさに、公務員が率先して身を切るのだから国民の皆さんも我慢してくださいと言わんばかりです。

今、デフレ脱却が景気対策の最大の課題です。デフレ不況の最大の原因は、賃下げとリストラであると言われていています。今必要なものは、賃下げなど国民の所得を奪う政治から国民の所得をふやす政治こそ重要だということを最後に申し上げて、反対討論といたします。

**○議長（鳥飼勝美君）**

賛成討論はございませんか。

ないようですので、討論を終わります。

第33号議案を採決します。本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。本案を総務文教常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（鳥飼勝美君）**

賛成多数と認めます。よって、第33号議案 基山町長等の給与の特例に関する条例の制定については可決されました。

第34号議案 平成25年度基山町一般会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（鳥飼勝美君）**

ないようですので、討論を終わります。

第34号議案を採決します。本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。本案を総務文教常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

賛成多数と認めます。よって、第34号議案 平成25年度基山町一般会計補正予算（第2号）は可決されました。

第35号議案 平成25年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終わります。

第35号議案を採決します。本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

賛成多数と認めます。よって、第35号議案 平成25年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は可決されました。

第36号議案 平成25年度基山町下水道特別会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終わります。

第36号議案を採決します。本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

賛成多数と認めます。よって、第36号議案 平成25年度基山町下水道特別会計補正予算（第2号）は可決されました。

#### 日程第4 第37号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第4. 第37号議案 地方自治法第96条第2項の規定による基山町議会の議決すべき事

件を定める条例の制定についてを議題とします。

議会改革特別委員長の趣旨説明を求めます。久保山議会改革特別委員長。

○議会改革特別委員長（久保山義明君）（登壇）

お疲れさまです。

第37号議案 地方自治法第96条第2項の規定による基山町議会の議決すべき事件を定める条例の制定について、提案理由を申し述べます。

地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）が施行されたことに伴い、市町村の基本構想について議決事件の法律による義務づけがなくなったが、町の基本構想は町の将来に関する重要事項であり、基本計画とあわせ、地方自治法第96条第2項の議決事件とすべき必要があるため提案をいたします。

どうか、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鳥飼勝美君）

ただいま趣旨説明が終わりましたので、第37号議案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第37号議案に対する質疑を終わります。

第37号議案に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終わります。

第37号議案を採決します。本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、第37号議案 地方自治法第96条第2項の規定による基山町議会の議決すべき事件を定める条例の制定については可決されました。

#### 日程第5 意見書案第1号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第5．意見書案第1号 年金削減の中止を求める意見書を議題とします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終わります。

これより採決します。意見書案第1号を原案どおり採択するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、意見書案第1号は採択と決しました。

#### 日程第6 意見書案第2号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第6. 意見書案第2号 義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書を議題とします。討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終わります。

これより採決します。意見書案第2号を原案どおり採択と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、意見書案第2号は採択と決しました。

#### 日程第7 所管事務調査について

日程第7. 所管事務調査についてを議題とします。

本件については、総務文教常任委員長、厚生産業常任委員長及び議会運営委員長に提出された別紙所管事務調査事項記載どおり、会議規則第72条の規定により、本件を承認と決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

御異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定いたしました。

今期定例会に付議された事件は全て議了しました。

以上をもちまして平成25年度第2回定例会を閉会します。

～午後2時20分 閉会～

基山町議会会議規則第120条の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

基山町議会議長 鳥飼勝美

基山町議会議員 牧菌綾子

基山町議会議員 木村照夫